

第14回教育委員会会議録

1. 日 時 令和8年3月23日(月)
開会：午前10時00分
閉会：午前10時35分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：下川博大
委員：江崎正己 委員：河村陽子
委員：北島孝徳
4. 事務局
教育部長：長野秀文 教育総務課長：山口秀郎
学校教育課長：堤好弘 社会教育課長：小林勇作
人権・同和教育課長：深町浩一 教育指導主事：藤木雄一郎
学校教育課長補佐兼学事担当係長：山本啓介 教育総務課総務担当係長：井手雄香
指導主事：福永美智也
5. 書 記
教育総務課：長野祐樹
6. 傍聴者
0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

(1) 議案第11号 市筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正 について

教育長 議案第11号 筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正
について、教育総務課長。

教育総務課長 それでは、議案第11号についてご説明いたします。

議案書1ページ目からになります。

本議案につきましては、令和8年度の組織機構改革に伴い、筑後市教育委員
会担当係長の配置に関する規定の一部を改正するものであります。

5ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の内容としましては、教育総務課に配置をしております学校再編担当係
長を廃止するものであります。その理由についてであります。小学校再編計
画に基づき進めておりました、水田、古島、下妻小学校の再編につきましては、
令和7年度に筑後南小学校として開校をいたしました。また、再編に伴う整備
事業につきましても、本年度をもってグラウンド整備が完了となり、3校再編
事業は一定の区切りを迎えることとなります。こうしたことから、学校再編担
当係長を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

補足になりますが、小学校再編計画がこれで終了するというではありません
で、引き続き、古川、水洗小学校の再編につきましては進めていくことにな
っております。

以上で議案第11号の説明を終わります。

教育長 説明は終わりました。ご質問はございませんでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、質問もございませんので、採決に入らせていただきます。

議案第11号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(2) 議案第12号 筑後市立小中学校管理規則及び筑後市学校運営協議会規則の 一部を改正する規則について

教育長 続きまして、議案第12号 筑後市立小中学校管理規則及び筑後市学校運
営協議会規則の一部を改正する規則について、よろしく申し上げます。学校教
育課長。

学校教育課長 それでは、議案第12号 筑後市立小中学校管理規則及び筑後市学校
運営協議会規則の一部を改正する規則について、6ページ以降になります。

内容といたしましては2点含んでおります。

主務教諭の創設ということで、学校教育法の改正に伴いまして、筑後市の小
中学校管理規則を改正するという点が一つ。

もう一点は、学校運営基本方針への業務量管理、健康確保措置に関する事項
というものを追加するというで改正がされておりました。学校運営協議会
の承認を受けるように、この内容は各学校の業務量管理、健康確保措置とい
うものを学校運営協議会の承認を得ることが今回法的に定められますので、
それに対応する規則の改正でございます。

2点ございまして、それぞれ別の規則でありますけれども、市の規則の改正

のやり方上、同じ担当課が同時に2つするとき、こういうふうに1つに合わせた改正規則を執りますので、内容としてはそれぞれ全く別の内容になります。

では、1点ずつ、新旧対照表でご覧いただきたいと思いますが、ページをめくりまして、10ページ以降になります。

まず、10ページ、主務教諭についてでございますが、小中学校の管理規則の改正でございます。

第16条の2、ここに職員の組織ということで、これまで主幹教諭、指導教諭等を定めておりますが、その中に「主務教諭（児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を含む。）」ということで、主務教諭について文言を追加しております。

その業務の内容が第16条の3ということで、10ページから11ページにまたがって第5、「主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。」ということで、位置づけ、それから業務の内容についてここに定めているところでございます。

続きまして、2点目ですけれども、規則としては筑後市学校運営協議会規則ということで11ページになります。

この中で、12ページの第4条の（7）ですけれども、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」ということで、学校が学校運営に関する基本的な方針の承認を受ける一つの項目として入れております。

この業務量の管理等につきましては、市としてもこれまで働き方改革で教育委員会の取組をしておりましたが、業務量管理計画ということで来年度より設置をいたしまして、総合教育会議のほうに報告をするという法のたてつけになっておりますが、同じように、学校についてもこうした教職員の働き方についての方針については学校運営協議会で報告をして承認を得ることになりましたので、この点について規則上の整理をしたものでございます。

なお、1点目の主務教諭でございますけれども、今回、例規としては追加をいたします法改正に伴う改正をいたしておりますが、福岡県につきましては、県職員としての主務教諭の選考方法などはまだ未対応でございます。令和8年度は設置をされません。令和8年度にそういった選考方法等が示されまして、ほかの教頭、主幹教諭等と同じように選考いたしまして、早くて令和9年度からの設置ということで市としては考えているところでございます。

以上でございます。

教育長 説明が終わりました。

内容が2つございますが、何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、質問もございませんので、採決に入らせていただきます。

議案第12号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。

(3) 議案第13号 筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第13号 筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第13号 筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正についてでございます。

ページは14ページ以降でございます。

内容といたしましては、現在、小学校にわかば教室を設置いたしまして、学習障害でありますとか、注意欠陥多動性障害等の児童に対する専門的な指導を行っております。これまで小学校で一定の成果を上げておりますが、中学校に未設置ということで、そういった義務教育段階における支援の継続性というのが課題としてございました。今回、中学校へも通級指導教室を同様の内容で設置をすることで、こうした課題に対応するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表が20ページ以降でございますので、こちらをご覧ください。

ここは、小学校に設置をする通級指導教室も合わせた中で一つの要綱で対応をいたします。

まず最初に載っておりますのが、第2条、ことばの教室、ページをまたぎまして、わかば教室ということで、これまでの既存のものでございます。この点で変更といたしましては、それぞれ「筑後市立筑後南小学校」、「筑後私立筑後小学校」という学校名を場所と設置校で指定しておりましたが、今後、教室等の関係で場所が移動する、そういうことも考えて「筑後市教育委員会が指定する筑後市立の小学校」ということで設置校をしております。

また、今回追加する中学校につきましては、21ページに「あおば教室」ということで教室名を設定しておりますけれども、ここには「筑後市教育委員会が指定する中学校」となっておりますが、実際は羽犬塚中学校に設置を予定しております。

事業の内容としては自立活動も指導ということで、対象の生徒につきましては、中学校の通常学級に在籍をして、「学習障害、注意欠陥多動性障害等がある生徒」ということにしております。

また、設置が羽犬塚中学校でございますが、在籍校に対する巡回指導、巡回

方式ということで規定をしているところでございます。

その他、この内容につきまして文言の修正でありますとか、これまで小学校にしかありませんでしたので、「児童」という表記になっている部分については、今回の中学校設置に合わせて「児童生徒」ということで、以下の条文についても修正をかけているところでございます。

また、23ページ、第7条につきましては、指導時間等につきまして、時間を午前8時20分から午後4時50分ということで、小・中学校の時間に合わせた時間設定に修正をしておるところでございます。

内容は以上でございます。

教育長 ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

北島委員 中学校は、今までどういうふうされていたんですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありませんので、対応ができないというところになります。ですので、そういった中でこういった声がずっとあって。

昨年度から希望等を保護者のほうにも呼びかけておりましたが、残念ながら去年は認可を得るような人数が集まりませんでした。今年度は人数が集まっておりますので、あと、県の認可も下りておりますので、予定どおり開級できる予定でございます。

北島委員 ありがとうございます。

教育長 13名やったかな、定数、基本は。

学校教育課長 はい、そうです、13名です。

教育長 昨年度も、今、課長が言われたように、希望調査をしたんですけど、10名にも満たなくて。ですので、申請を上げることができなかった。今年度は10名程度希望者があったので、申請を出したら定数が10ということで認定が下りましたので、こういう形になっております。よろしいでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、議案第13号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

(4) 議案第14号 筑後市学校給食費条例施行規則一部改正について

教育長 続きまして、議案第14号 筑後市学校給食費条例施行規則一部改正について、学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第14号 筑後市学校給食費条例施行規則一部改正について、32ページ以降になります。

来年度の学校給食費を定める内容になりますけれども、概略をまず申し上げますと、小学校は無償化、中学校は保護者から4,900円ということで、給

食費の実際の設定はありますけれども、今回、国が、小学校につきましては各自治体の給食費に対する補助ということで行いますので、筑後市が小学校の給食費をゼロ円ですよという規則上の設定をいたしますと、ゼロ円ですので、補助が受けれないというような形になります。ですので、名目上になりますけれども、小学校についても5,200円という金額を設定させていただいて、この規則の中に減免規定として保護者からは取らないという内容を少し、法律との整合性のためになりますけれども、今回改正をさせていただきたいというふうに思っております。

内容については、また新旧対照表36ページからご覧いただきたいと思えます。

まず、金額だけ申し上げますと、36ページ別表というのが一番下に載っておりますが、小学校5,200円、年間5万7,200円、中学校が次のページ、月に6,000円、年間6万6,000円という、これは実際の給食食料費としてかかっている現在の価格、来年度の見込額ということで設定しております。

これに対する減免ということで、1つ遡った第8条、36ページになりますけれども、まず、(1)「児童生徒が国又は県が行う学校給食費を支援するための事業の対象者として算定される時。」ということで、これが今回の国、県の流れであります無償化、負担軽減の動きに重なりまして、これを適用して小学校については事実上ゼロ円ということで、これは別に給食費を徴収する要領というものを内部的につくりますけれども、その中でこの(1)を使いましてゼロ円にするということになります。

ここに、(6)は略されておりますが、市長がほかに定めるときというのがございます。これを使いまして、中学校の6,000円を保護者からは4,900円ということで、では、その6,000円を4,900円という内容については、さきに申しました別に定める要領の中で、中学校はそういう内容で市長が定めるということで扱いますので、実際に保護者からいただく金額としては小学校がゼロ円、中学校が4,900円いただくということで取り扱ってまいりたいと思えます。

実際の流れとこの規則がちょっと合致しませんけれども、そういった事情がございまして、今回こういった設定をさせていただくものでございます。

説明は以上です。

教育長 給食費に関する説明は終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

北島委員 内容についてはよく分かったんですけど、保護者への周知とかはどんなふうに、特に中学校とか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 今年度より公会計化をしております、給食費に関する通知は市のほうから毎年度頭を送るということにしておりまして、来年度についても、始業式、あるいは入学式のタイミングをもって、保護者に今年度の給食費の体系ということで、表現の仕方としては、中学校であれば、給食は月に6,000円かかります。そして、保護者の方から4,900円をいただきまして、残額は市が負担しますという形で周知をするということで予定をしておるところでございます。

北島委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

北島委員 はい。

教育長 そのほか、ございませんでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第14号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(5) 議案第15号 令和8年度筑後市教育委員会事務局等職員の人事異動について

教育長 それでは、議案第15号につきましては、先ほど冒頭で申し上げましたように、一旦閉会后、再開して行うということで先に進行したいと思っております。

4 協議事項

(1) 令和8年度教育委員会学校訪問について

5 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告

①非常勤職員の任用について

(2) 令和7年度筑後市学校給食調理等業務委託評価報告書について

(3) 令和8年度高等学校入学式について

6 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

7 閉会のことば